

第 1 章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

少子高齢化による人口減少社会の進行、非正規労働者の増加、家族構成の多様化や新たな社会問題など、時代の潮流とともに社会環境は変化を続け、男女共同参画を取り巻く課題は多様化・深刻化しています。

本市の男女共同参画の推進は、平成20年4月に「沼津市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、平成28年3月に「第4次沼津市男女共同参画基本計画」を策定し、「家庭」「職場」「教育」「地域」の4つの主要領域における男女共同参画に取り組んできました。

また、平成27年9月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の施行を受け、平成29年4月に「沼津市女性活躍推進計画」を策定し、地域の持続的な発展に必要な「女性の活躍」に向けた環境づくりや、意欲と能力をもった女性の活躍を支援する施策の推進を図ってきました。

加えて、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、配偶者等からの暴力の増加や雇用・所得への影響は、特に女性において深刻であり、男女共同参画の課題への対応をより一層加速させることが求められています。

これらを踏まえ、「第5次沼津市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、支援を必要とする方を誰一人取り残すことなく、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく心豊かに生活することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組の一層の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画であり、条例第11条に基づく男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。併せて、本計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」に基づく市町村計画として位置付けます。

また、本計画は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れ、国及び県の男女共同参画基本計画や女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針及び計画に配慮したうえで、沼津市総合計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、第5次沼津市総合計画（前期推進計画：令和3年度～令和7年度）との整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

ただし、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

第5次沼津市男女共同参画基本計画の位置づけ

